

2027 年度「山田スポーツ奨学金」募集要項

公益財団法人山田昇記念財団
山田スポーツ奨学金事務局

1. 募集受付期間

2026 年 10 月 1 日(木)～2026 年 11 月 15 日(日)

2. 対象者

全国の学校等に通う障がいのある生徒・学生で、陸上競技において優秀な成績を残している者、または今後の活躍が期待される者。

※各種障害者手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳)の交付を受けている方(申請中の方はご相談ください)。

3. 支給期間

2027 年 4 月 1 日(木)～2028 年 3 月 31 日(金) 1年間

4. 給付方法

給付型奨学金

5. 対象競技

陸上競技

6. 募集人数

中学生・・・10 名、高校生・・・10 名、大学生(短大、専門学校を含む)・・・10 名

7. 奨学金給付額

(1) 対象となった奨学生へ

中学生・・・月額 2.5 万円 年間 30 万円

高校生・・・月額 5 万円 年間 60 万円

大学生・・・月額 10 万円 年間 120 万円

(2) 他の助成金との併給は支障ありません。

(3) 奨学生として不適切な行為があった場合は、給付停止となることがあります。

8. 奨学金の給付

4月・7月・10月・1月の年4回、各月の月末に本人名義の指定口座へ直接振り込みになります。

※奨学金の振込は、奨学生本人名義の口座に限ります。

9. 報告書の提出

(1) 定期報告(活動状況及び成績等)

奨学金給付月(7月、10月、1月)の15日までに、活動状況及び成績等の報告書を当財団あてに提出してください。(※提出が遅れた場合、奨学金の振込も遅れます。)

(2) 年度末報告(奨学金活用報告書)

年度末に「奨学金活用報告書」(A4・任意様式／詳細な領収書やレシートの添付は不要)をご提出ください。

※提出期限：2028年4月15日(土) 弊財団事務局必着
記載事項

① 主な使途(大枠の使い道)

遠征・交通費、用具購入費、大会参加費、コンディショニング費など、主にどのような活動経費に活用されたか(概算金額を明記・複数可)。

② 活用成果・コメント

奨学金の給付を受けたことで「どのような遠征や練習が可能になったか」「競技面・メンタル面でどのように役立ったか」などの具体的な状況をご記入ください。

10. 奨学生の報告義務

下記の事由に該当したときは当財団へ届け出ること。

- (1) 学校、関係団体等より処分を受けたとき
- (2) 当財団の奨学金受給を辞退するとき
- (3) 当財団に報告した情報等(氏名、住所、電話番号、振込口座等)に変更があったとき

11. 奨学金の支給の休止

下記の事由に該当したときは、奨学金の給付を休止します。

「休止」とは奨学金の支給時期を延期することをいいます。

- (1) 長期にわたり活動を停止したとき
- (2) 操行の状況が悪いとき

12. 奨学金の支給の停止

下記の事由に該当したときは、奨学金の給付を停止します。

「停止」とは奨学金を支給しないことをいいます。

- (1) 疾病などのために活動の見込みがなくなったとき
- (2) 操行が不良となったとき
- (3) 奨学金を必要としない事由が生じたとき
- (4) 奨学金を不適切に流出したとき
- (5) 提出物を適切に提出されなかったとき

- (6) その他「12. 奨学生の資格喪失」において定める事由に該当し、当財団の奨学生としての資格を失ったとき

13. 奨学生の資格喪失

下記の事由に該当したときは、当財団の奨学生としての資格を失うこととなります。

- (1) 奨学生より辞退の申し出があったとき
- (2) 奨学金の給付一時停止後、当財団が提示する停止解除の要件を奨学生が適切に満たさなかったとき
- (3) 操行が著しく不良であるとき
- (4) 反社会的勢力と何らかの関りを有することが判明したとき
- (5) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

14. 申請書の提出

申込みは、当財団所定の申請書に必要事項を記入の上、当財団事務局宛にホームページの応募フォーム又はメールにてご応募願います。

提出期限 2026 年 11 月 15 日(日) 事務局着まで

※期日を過ぎた場合、受付できません。

(申請書は当財団ホームページからダウンロードできます。)

提出書類 ・2027 年度「山田スポーツ奨学金」助成申請書

・その他添付書類

※なお、申請書類等は返却いたしません。

注意;提出資料は、ZIP ファイルにまとめて1ファイルにして添付して下さい。

15. 決定と通知

- (1) 当財団の選考委員会が審議を行ない、採否を決定し理事会で承認します。
結果については、2027 年 3 月初旬に本人または保護者等へ通知します。
- (2) 選考の経過および決定の理由は公表しません。

16. その他

- (1) 当財団の奨学金給付は、奨学期間終了後の進路等について制約を課すものではありません。
- (2) 奨学金の休止および停止受けた奨学生のうち、特に悪質と認めた場合は支給した奨学金の一部または全額を返還いただきます。
- (3) 反社会的勢力および反社会的勢力と関係すると認められる個人もしくは団体からの応募は受け付けられません。また、万一奨学金交付後に反社会的勢力等であることが判明した場合は、奨学金の全額を返還いただきます。

17. 個人情報の取扱について

奨学金の応募書類に記載されている個人情報については、奨学金事業のためだけに利用し、その他の目的には利用しません。

18. 問合せ先

公益財団法人山田昇記念財団

「山田スポーツ奨学金」事務局 担当者 加藤、小田

〒370-0841 群馬県高崎市栄町1-1 TEL・FAX : 027-321-2221

メール : katou@yamada-denki.jp

ホームページ : <https://yamada-noboru.org/>